

かつよう タブレット活用のルール



タブレットは、授業や家庭学習のために、呉市から皆さんに貸し出されたものです。タブレットは便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そこで、皆さんが安心・安全に活用できるよう、「タブレット活用のルール」を定めました。このルールを守り、タブレットをみなさんの学びに役立てましょう。

			氏名
年	組	番	

呉市立横路小学校

【目的】

タブレットは、授業と家庭学習のために使うことが目的です。

学習活動に関わること以外の目的で使ってはいけません。

1 タブレットの使用について

(1) 毎日学校で使います。学校のある日は、忘れず持ってきます。

(2) タブレットは、明るい場所で、よい姿勢で使用しましょう。

(3) 家や学校などでタブレットを使える時間は、

低学年(1～3年生) 午前8時から午後8時まで

高学年(4～6年生) 午前8時から午後9時までです。

使う時間をかならず守ります。家では、1日1時間をめどに使います。

(4) タブレットを使う時は、こわしたり、なくしたりしないよう注意しましょう。

・手を清潔にして触ります。

・タブレットの画面は指か専用のタッチペンで触れるようにします。こわれる原因になるので、鉛筆やペンで触れたりしません。

・周りに食べ物や飲み物を置きません(水筒や濡れた衣服にも注意)。

・持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしません。

・登下校中はランドセルに入れます。教科書が上になるような入れ方をしません。

・タブレットが入ったかばんを放り投げたりしません。

・直射日光が当たる場所や、ストーブの側等、高温になる場所に置きません。また、水を使う場所や、湿度の高い場所に置きません。

・磁石を近づけません。

・充電する時、充電ケーブルの抜き差しは丁寧に行います。充電の場所は、壊れにくい確かな場所でするようにしましょう。(椅子の上などで充電しません。)

(5) 個人で購入したカバー等は使用しません。また、タブレットやケースにシールなどを貼ったり付けたりしません。落書きなどタブレットに何か書いたりしません。

(6) タブレットのシステムを変えようしたり、制限を外そうとしたりしてはいけません。

(7) 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。

(8) 学校でタブレットを破損させたり、紛失したりした場合は、直ちに先生に申し出まし

よう。

- (9) 家庭でタブレットを破損させた場合は、直接修理に出さず、保護者を通じて速やかに先生に報告しましょう。

【こんなことをすると壊れます】

- 落下 ・ 画面への強い衝撃 ・ 充電ケーブルに足がかかる
- 水濡れ ・ 踏み付け ・ ペットが充電ケーブルを噛む
- ランドセルやカバン等への無理な詰め込み(曲がり) など

2 個人情報や著作権の保護について

- (1) 自分のタブレットをの貸したり、人のタブレットを借りたりしてはいけません。
- (2) 先生の許可無く他人のタブレットを触ってはいけません。
- (3) アカウント情報(I Dやパスコード及びパスワード)は自分のタブレットを安全に使うために大切なものです。他人に教えたり、インターネット上に公開したり、許可無く変更したりしてはいけません。
- (4) 画面をのぞき込む等して、他人のアカウント情報を盗み見えてはいけません。
- (5) タブレットやクラウドに保存してある他人のデータを許可なく変更したり、削除したりしてはいけません。
- (6) 学校から自分に与えられたものではないアカウントを使用してはいけません。
- (7) 他人のアカウント情報を使ってログインする「なりすまし」をしてはいけません。
- (8) アカウント情報は、忘れたり、紛失したりしないよう、自分で管理しましょう。
- (9) パスコードを忘れた場合は、学校に連絡しましょう。何度も入力間違いをしたり、入力画面で強制的に電源を切ったりした場合、初期化が必要になり、保存データが消えてしまいます。

3 カメラ機能の使用について

- (1) カメラ機能は、先生からの指示があった時にのみ使用しましょう。
- (2) 無断で他人の写真や動画を撮影したり、加工したりしてはいけません。
- (3) 他人を撮影する時は、撮影する前に相手にきちんと伝えましょう。
- (4) 撮影された相手が嫌な思いをするものであれば、本人の目の前で撮影した画像や動画を削除しましょう。
- (5) みだりに他人にカメラを向けるなど、疑わしいことをしてはいけません。

4 インターネットの利用について

- (1) 学習に関係のないサイトの閲覧や利用、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)への書き込み、写真・動画の配信をしてはいけません。

※インターネットの接続記録が残るため、学校や教育委員会は、あなたがどのようなサイトにアクセスしたかを把握することができます。

※インターネット上に不適切なデータを公開した場合、完全に削除することはできないため、肖像権の侵害や名誉毀損などにつながります。

- (2) インターネットの閲覧には制限がかけられていますが、万が一怪しいサイトに入ってしまった時は、すぐに先生や保護者に知らせましょう。

5 学校での使用について

- (1) 学校へ登校したら、タブレットを立ち上げて、机の中やタブレット用の棚にしまっておきます。(どこにしまうかは担任の先生の指示に従います。)
- (2) 授業中の使い方は、先生の指示に従いましょう。
- (3) 授業以外の時間は、先生の指示が無い限り使用してはいけません。学校で決められた場所に保管しましょう。
- (4) 移動教室のためにタブレットを持ち運ぶ場合は、置き忘れや破損に注意し、先生の指示があるまで使用してはいけません。

6 自宅での使用について

- (1) 使う場所、保管する場所、充電する場所、使用時間について、保護者と話し合っ決めてみましょう。

※1-(1)~(4)を参照

- (2) 自宅では、次の目的でタブレットを使用しましょう。
- ・学校から出された課題に取り組む。
 - ・学校から配信されたお知らせ等を、保護者に見せる(保護者アンケート等を含む)。
 - ・学校で認められた範囲内で、自主的に学習する。
- (3) インターネットの使用については、保護者の許可を得た使い方をしましょう(使い方によっては、家庭で契約している通信容量を超えてしまう場合があります)。
- (4) 自宅に持ち帰った後に自宅で十分に充電しておきます。

(帰ったらすぐ充電し、寝る前までに充電を終わらせるくせをつけましょう。)

- (5) 自宅のパソコンとタブレットは、絶対に接続しません。

- (6) 就寝する30分前からは使いません。

※「タブレット活用のルール」を守れない場合は、使用を制限することがあります。

※^{がっこう}学校での^{がくしゅうりようじ}学習利用時に^は破損^はした場合の^{しゅうりひ}修理費は、^{きほんてき}基本的には^{くれしきょういくいいんかい}呉市教育委員会が^{ふたん}負担
します。ただし、^{がっこうかんりか}学校管理下^こであっても^こ故意^{いまた}又は^{かしつ}過失^はによる^は破損^は・^{こしょう}故障^{ばあい}の場合や、^{とう}登
^{げこうちゅう}下校中^{かてい}・^は家庭^はにおける^{こしょう}破損^{ふんしつ}・^{ばあい}故障^{かてい}・^{ひよう}紛失^{もと}などの^{じょうきょう}場合は、^{まねんぜんご}家庭に費用を求めます(状
況
によっては4万円前後かかります)。

※^{ひろしまけん}広島県P T A^{れんごうかいしゅう}連合会小^{ちゅうがっこうほしゅうせいどとう}・^{ごかにゅう}中学校保障制度等、^{ほけん}御加入の保険によっては、タブレット
の^{しゅうりひ}修理費^{ほしゅう}の^{かくにん}保障が受けられるものもありますので、ご確認ください。